



- 条の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。)及び特別減税前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第3条の4第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)の合算額(以下本号において「特別減税前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の合算額を控除した額(以下本項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額」という。)がその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下本項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下本項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下本項及び次項において「第1期納期」という。)
- (5)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 当該納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下本項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額を控除した額とし、同条第1項に規定する第3期の納期(以下本項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下本項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 当該納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額がその者

の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 当該納税通知書の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の合算額とする。

2 平成10年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の2の規定の適用については、同条中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の2の規定の適用については、同条中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第5条の2の規定の適用については、同条中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則に次の1条を加える。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第20条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下本条において「特定株式」という。)を払込みにより取得(法附則第35条の3第1項に規定する取得をいう。以下本条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の2第1項に規定する者を除く。以下本条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第1項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、本条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13第8項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第4項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(町長においてやむ

を得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。

)において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「同条第2項の適用がある場合にはその適用後の金額」とあるのは、「同条第2項又は次条第3項の規定の適用がある場合にはこれらの規定の適用後の金額」とする。

5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書( )とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13第8項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第143条ただし書を削る改正規定、附則に1条を加える改正規定及び第3条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(入湯税の税率に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第143条の規定は、平成10年4月1日以後の入湯客に対する入湯税から適用し、平成10年3月31日に宿泊した入湯客に対する入湯税については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第20条の規定は、所得割の納税義務者が平成9年6月5日以後に払込みにより取得をする同条第1項に規定する特定株式に係る同項に規定する損失の金額として法附則第35条の3第1項に規定する金額及び新条例附則第20条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。